

## 福岡弁護士会所属弁護士に対する殺人未遂事件に関する会長談話

本年5月22日午前10時ころ、福岡県弁護士会所属の弁護士が、同弁護士事務所の入居する建造物の内階段上において、ナイフを所携していた男に襲われ、頭部等打撲、両手指切創等の傷害を負うという事件が発生した。

福岡弁護士会の調査によれば、犯人は同弁護士が受任していた事件の相手方であり、同事件はすでに示談により解決済みであったとのことである。

本事件については未だ調査中であり、その動機や背景は明らかではないが、このような行為は、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士の職務に対する重大な妨害行為であり、司法制度及び法秩序に対する重大な挑戦であって、断じて許されるものではない。

当会でも、所属弁護士がその業務に関連して凶器により重傷を負わされ生命の危険に曝されたという事件が過去に複数存在する。

当会は、このような犯行を行った者を強く非難し、厳正で迅速な捜査と徹底した真相の究明並びに犯人に対する厳重な処罰を求める。

また、当会は、同様の犯罪が繰り返されることのないよう、今後とも、弁護士に対する暴力への対策に取り組むとともに、暴力による弁護士業務への妨害に対し毅然と対処し、決して臆することなく基本的人権の擁護と社会正義の実現のために全力で職務を遂行する決意であることをここに表明する。

2012（平成24）年6月14日

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和紀

